

# 混声合唱団「イーハトーヴシンガーズ」 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当団は「混声合唱団イーハトーヴシンガーズ」と称す。

### 第2条（構成）

当団は、イーハトーヴシンガーズ盛岡、イーハトーヴシンガーズ宮古、イーハトーヴシンガーズ東京の3団体（以下3団体と称す）を以て構成し、本規約は3団体それぞれに適用される。

### 第3条（目的）

本団は混声合唱の練習・演奏を通じて合唱音楽を楽しみ、団員の交流・親睦をはかり、各人の活動の充実に寄与することを目的とする。

## 第2章 会員

### 第4条（資格）

前条の目的に賛同し、当団の合唱活動に参加を希望する者

### 第5条（義務）

- (1) 第15条に定める会費を納入すること
- (2) 本団の企画する活動への参加・協力をする事

### 第6条（入団）

当団は資格を有する希望者にこれを認める。入団申し込み申請には下記の項目を必要とする。

氏名、メールアドレス、電話番号

### 第7条（退団）

当団は退団を申し出た者にこれを認める。また、団員の義務を怠った者、役員が団員不適格とみなした者はこれを退団扱いとする。

### 第8条（休団）

本人が3ヵ月以上活動に参加できないことが予測されるときは休団を申し出ることが出来る。その場合は第15条に定める会費は免除される。

## 第3章 役員

### 第9条（役員）

役員として、団長、副団長、マネージャー、会計担当をおく。

### 第10条（選任）

役員は会員の互選により行う。選任時期は原則として毎年4月とする。決まらない場合は、団長に一任する。

### 第11条（役割）

団長は団を統括し、副団長は団長を補佐する。

マネージャーは団の運営にかかる業務全般、関係団体との調整等の渉外業務を担当

する。

会計担当は、毎月会費を徴収するとともに徴収後は適切に管理を行う。1年に1回（4月）年度会計報告を行う。

また、役員は必要に応じて各種担当を決め団の運営にあたる。

#### 第12条（任期）

役員任期は原則として1年とする。

特別の事情がある場合には途中交代を認め、残った役員推薦により新役員を決める。但しその場合の任期は前任者の残余期間とする。

### 第4章 活動

#### 第13条（活動）

当団は、混声合唱の練習・演奏を中心に活動を行い、具体的な活動計画はミーティング等の意見交換で決定する。

また、3団体は互いに交流、連携をはかり活動の充実に資する。

### 第5章 決議

#### 第14条（決議）

役員改選、規約改定等の重要事項については、総会を開くこととする。役員が日程と議事内容を会員に告示し、ミーティングを開いて決定する。

### 第6章 会費

#### 第15条（会費）

会費は月額2000円とし団の運営費にあてる。

その他会の維持運営に必要な諸費用については別に定める方法により徴収する。

### 第7章 その他

#### 第16条（名簿）

名簿の取り扱いについて、閲覧は役員のみとし団の運営目的以外での使用を禁ずる。なお、名簿の会員への公表は本人の許可のもと行う。

#### 第17条（発行）

改定された規約は新年度4月1日もしくはミーティングで決定した日付をもって発行され、改定理由と概要は改定日とともに附則に記す。

以上